

青森県介護事業所内保育施設運営事業実施要綱

(目的)

第1 本事業は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）に基づき、介護施設・事業所に従事する職員（以下「介護従事者」という。）の仕事と子育ての両立を支援し、必要な介護サービスを提供することができる体制を整備するとともに、質の高い介護サービスを担う介護人材の安定的な確保を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2 本事業の実施主体は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第12項の規定に基づく事業所内保育事業を実施する介護事業者（以下「事業者」という。）とする。

2 事業者は、児童福祉法第59条の2の規定に基づき、知事（中核市に所在する介護事業所内保育施設（以下「施設」という。）にあっては、当該中核市の長）に対し届出を行うものとする。

(実施場所)

第3 本事業を実施する施設は、原則として、介護事業所の所在する敷地内に設置することを基本とする。ただし、当該介護事業所の介護従事者が容易に利用することができる場合は、この限りではない。

(運営基準)

第4 施設は、介護従事者の監護する児童に対して保育を提供する際、平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の別紙「認可外保育施設指導監督の指針」及び別添「指導監督基準」に基づき運営するものとする。

2 施設の設置者は、利用する介護従事者その他の利用者から10,000円以上の額を、保育料（給食費等の実費を含む保護者が直接負担する額をいう。以下同じ。）として毎月徴収するものとする。

(24時間保育)

第5 24時間保育は、施設が通常開所している時間以外の休日又は夜間の時間帯においても、保育を提供するものとする。

(病児等保育)

- 第6 病児等保育は、平成27年7月17日付け雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「病児保育事業の実施について」の別紙「病児保育事業実施要綱」の内容を踏まえ、施設において適切に実施するものとする。
- 2 施設の設置者は、病児等保育を利用する介護従事者その他の利用者から1日当たり3,200円以内で保育料を徴収するものとする。

(市町村の認可)

- 第7 事業者は、地域における子ども・子育て支援の充実のため、施設が児童福祉法第34条の15の規定に基づく市町村の認可を受けることを目指すものとする。
- 2 前項の規定による認可は、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)に基づき市町村が定める条例を遵守しなければならないことに留意し、当該市町村との協議を実施する。

(費用)

- 第8 本事業の実施に要する経費の一部について、県は別に定めるところにより補助するものとする。

(その他)

- 第9 本事業の実施に当たって必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要綱は、平成28年7月7日から施行し、平成28年4月1日から適用する。